

公益財団法人 日本盲導犬協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人 日本盲導犬協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市港北区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目 的 及 び 事 業

(目的)

第3条 この法人は、視覚障害者の自立と社会参加を推進するために、動物福祉の精神を尊重した盲導犬の育成・訓練、リハビリテーション訓練等及び普及啓発活動を行い、もって視覚障害者の福祉の増進と社会のバリアフリーの促進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 盲導犬育成・訓練施設の設置と運営
- (2) 盲導犬の育成・訓練、貸与、援助
- (3) 盲導犬歩行指導員、盲導犬訓練士、盲導犬管理員等の人材養成
- (4) 盲導犬等に関する調査及び研究
- (5) 視覚障害者に対する相談、助言、指導及びリハビリテーション訓練
- (6) 盲導犬等、障害者福祉、動物福祉に関する普及啓発
- (7) 国内外の盲導犬等の育成・訓練団体、障害者福祉団体等との連携、協力
- (8) 上記に掲げる事業を行う団体等に対する助成事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項1号から6号までの事業は日本全国において、同項7号の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資 産 及 び 会 計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うための基本財産は理事会で定めたものとする。

- 2 基本財産は、別に定めるところにより、適正な維持及び管理に努めなければならない。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定例評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員5名以上15名以内を置く。

(特定の評議員の員数制限)

第11条 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員2名、監事1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、当該候補者の次の事項のほか、評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 経歴
 - (2) 候補者とした理由
 - (3) この法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会の運営についての細則は理事会において定める。

(任期)

- 第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定例評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬)

第14条 評議員は無報酬とする。

- 2 評議員には、費用を弁償することができる。

第5章 評 議 員 会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 財産目録の承認
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬額と支給に関する基準
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定例評議員会として毎事業年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、その会議に出席した評議員の互選とする。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評

議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 前1項及び2項の規定にかかわらず、理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長とその会議に出席した評議員から選出された署名人2名が、記名押印する。

第6章 理 事 及 び 監 事

(役員の設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事5名以上15名以内

(2) 監事3名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、1名を副理事長とする。

3 理事長及び副理事長以外の理事のうち、5名以内の常任理事を選出し、そのうち1名を専務理事とする。

4 この法人は、理事長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長及び常任理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(特定の役員の員数制限)

第23条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 第22条第2項及び第3項に規定する理事は、理事会の決議によって選任する。

（理事の職務及び権限）

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常任理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長、副理事長並びに常任理事は、毎事業年度4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（常任理事会）

第26条 この法人に常任理事会を置く。

2 常任理事会は、理事長、副理事長及び常任理事をもって組織する。

3 常任理事会は、理事会又は理事長より付議された事項及び業務を執行するにあたって必要な事項の審議を行う。

（監事の職務及び権限）

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例評議員会の終結の時までとする。

3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（報酬等）

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事には、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。

(顧問等)

第 3 1 条 この法人に、任意の機関として、会長及び顧問を置くことができる。

2 会長及び顧問は、理事長の諮問に応え、意見を述べることができる。

3 会長及び顧問は、無報酬とする。

4 会長及び顧問に関する詳細は理事会で別に定める。

第 7 章 理 事 会

(構成)

第 3 2 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 3 3 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 理事長・副理事長・常任理事の選定及び解職

(4) その他前各号に関して必要な事項

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう）の整備

(招集)

第 3 4 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 3 5 条 理事会の議長は、理事長が行う。

(決議)

第 3 6 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 1 9 7

条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した理事長及び監事が署名人として、記名押印する。

第8章 賛 助 会 員

(賛助会員)

第38条 この法人の目的及び事業に賛同して支援する個人及び法人等を賛助会員とすることができる。

2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会において別に定める賛助会員に関する規程によるものとする。

第9章 定款の変更 及び 解 散

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条並びに第12条についても適用する。

(解散)

第40条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経

て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(保有株式等にかかる権利行使等の制限)

第44条 この法人は、保有する株式(出資)に係る議決権を行使してはならない。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3. この法人の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事	井上 幸彦	黒光 庸恭	池本 卯典	中野 隆敏	花塚 仁
	寺山 智雄	金井 久夫	黒田 幹雄	志賀こず江	高柳 友子
	土田 智子	勅使川原直彦	平野 啓子		
監事	鋸持 嘉朗	西浦 道明	山川 巽		

4. この法人の最初の代表理事及び業務執行理事は、次に掲げる者とする。

代表理事	井上 幸彦
業務執行理事	黒光 庸恭
	池本 卯典
	中野 隆敏
	花塚 仁

寺山 智雄

5. この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

石松 茂樹	歌代 正	岡見 宏道	尾崎 敬承	坂本 洋一
櫻井 功	清水 一政	鈴木 立雄	鈴木 均	天間 勝治
藤田 安彦	本田 収	宮島 実		

この定款は、2024年6月14日から施行する。

この定款は、2026年6月8日から施行する。